

地方分権の推進と都道府県議会の充実強化に関する緊急要望

(平成 10 年 7 月 16 日、全国都道府県議会議長会)

政府は 5 月 29 日、地方分権推進委員会の勧告に基づき機関委任事務の廃止、地方公共団体の自主性、自立性の強化を内容とする地方分権推進計画を閣議決定した。

地方分権の推進により、地方公共団体の自己決定権と自己責任は拡大する。これに伴い、住民を代表して執行機関を監視し政策を立案するとともに、団体意思を決定する地方議会の役割が重要になる。

現在、地方議会は住民の負託に応えた活動を行っているが、地方分権を徹底するためには、更に効率的、効果的な活動をする必要がある。

よって、次の事項を早急に実現されたい。

- (1) 地方分権推進計画に基づく所要の法改正等を早期に実施すること。
また、地方分権の進展に即した地方税財政制度を早期に確立すること。
- (2) 地方分権に伴い戦後 50 年を経た地方議会の制度、運営を抜本的に改革すること。
- (3) 都道府県議会の会派や議員が更に一層住民の負託に応えて活動できるようするため、議員の法的位置づけの明確化、条例による議員秘書の設置、議員活動経費等の制度化、福利厚生制度の確立等を早期に図ること。